第 122 回公文書管理委員会

資料１－１

# 国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部行政文書管理規則の制定及び一部改正について（概要）

令 和 ８ 年 １０ 月
内閣府大臣官房公文書管理課

## 国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部行政文書管理規則の制定

### １．制定の必要性

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和８年法律第 78 号。以下「法」という。）第 21 条の規定により、内閣に、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部（以下「本部」という。）を置くこととしている。また、本部の設置日は、法附則第１条の規定により、公布の日（令和８年７月 31 日）から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

上記のとおり、今般新たな国の行政機関として本部が置かれることに伴い、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 10 条第１項の規定に基づき、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部行政文書管理規則（以下「規則」という。）を制定する必要がある。

### ２．規則の内容

規則案は、おおむね行政文書の管理に関するガイドライン（平成 23 年４月１日内閣総理大臣決定）の規定例を踏まえたものとなっており、行政文書の適切な管理を行うための体制や文書の取扱いが定められたものとなっている。

なお、規定の書きぶりについては、本部と同様に、内閣に直接置かれている行政機関（船舶活用医療推進本部等）の行政文書管理規則を参考にしている。

### ３．今後のスケジュール

制定・施行日：本部の設置日（公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日）

※内閣総理大臣への協議、公文書管理委員会への諮問等の公文手続についても、本部の設置日付けで行う予定。

## 国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部行政文書管理規則の一部改正

### １．改正の概要

第 120 回公文書管理委員会で了承された、新たな文書管理システムの導入を見据えた各府省行政文書管理規則の改正と同様、「行政文書の管理に関するガイドライン」（令和８年５月 14 日）の改正内容（別表統合等）に沿って、本文及び別表の改正を行うもの。

### ２．施行日

令和９年４月１日

※内閣総理大臣への協議、公文書管理委員会への諮問等の公文手続については、本部の設置日付けで行う予定。

**【参考１】公文書等の管理に関する法律　抄**

（行政文書管理規則）

第十条　行政機関の長は、行政文書の管理が第４条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め（以下「行政文書管理規則」という。）を設けなければならない。

２　（略）

３　行政機関の長は、行政文書管理規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

４　（略）

（委員会への諮問）

第二十九条　内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

一　（略）

二　第 10 条第３項、第 25 条又は第 27 条第３項の規定による同意をしようとするとき。

三　（略）

**【参考２】国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律　抄**

（設置）

第二十一条　副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部（以下「本部」という。）を置く。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日（次条及び附則第三条第一項において「施行日」という。）から施行する。